



かんたん解説！①（企業会計の仕組み～事業を行っていくための3つの財布～）

企業会計では事業を行うための、3つの財布を持っています。

1つ目は、**【収益的収支】**。市民の皆さんからいただいた上下水道料金によって、水道水の供給や汚れた水をきれいにするためにかかった費用を計上しています。また、それによってその年にどれだけ利益（もしくは損失）が生じたのかを管理する財布です。

2つ目は、**【資本的収支】**。老朽化した施設の更新、新しい施設の建設、そして借金の返済をするためのお金を管理する財布です。

しかし、国からの補助金や企業債など外部から資金調達を行っても財源が不足してしまいます。

そこで登場するのが、3つ目の財布。**【内部留保資金（もしくは、補てん財源）】**と言われるものです。前年までに生じた**【収益的収支】**の余り（利益）と非現金支出である減価償却費などを管理しており、不足が生じた場合、ここから不足分を補てんしています。



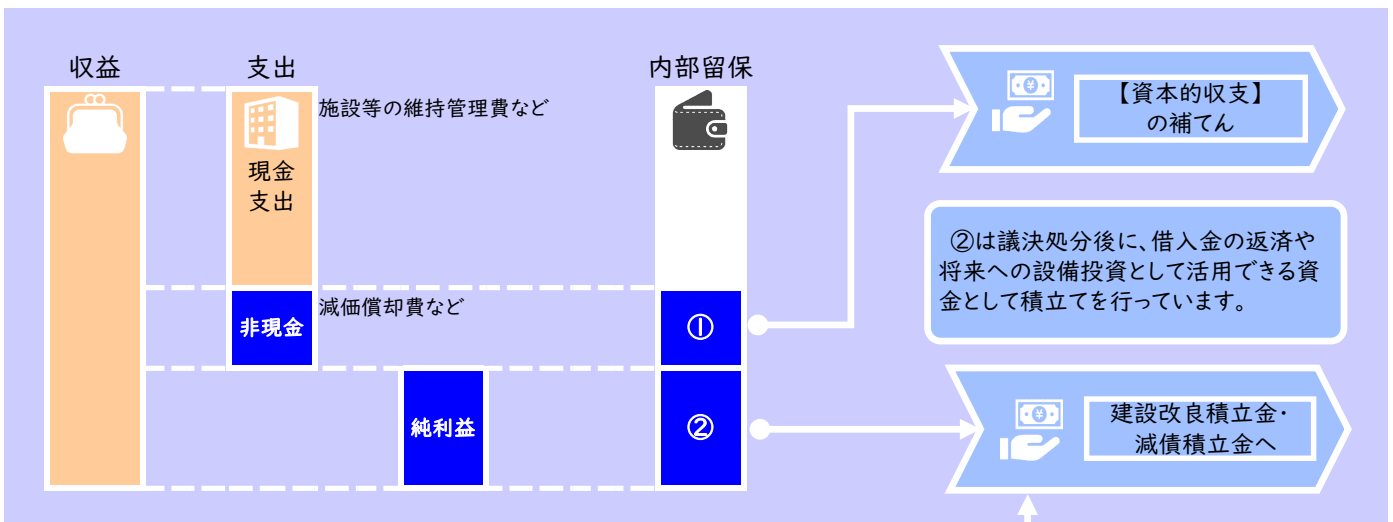
かんたん解説！②（企業会計の仕組み～内部留保資金とは？～）

減価償却費など、「実際にお金の支出がない費用計上によって生じた資金」を**【内部留保資金】**といいます。

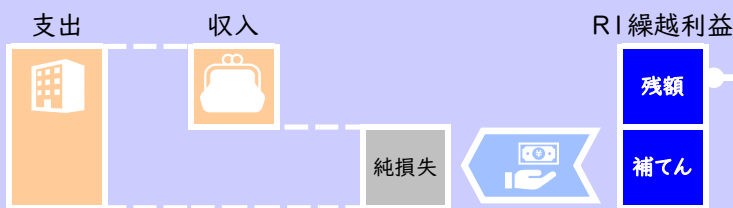
この資金は、主に施設整備の費用やこれまでにに行った施設整備（管路や施設の整備）のために借り入れた「借金（企業債）の元金返済」や「次年度以降の建設改良費」（資本的収支不足額の補てん）への財源として使用しています。

この**内部留保資金**を財源として整備された施設の費用は、その整備された翌年から減価償却費として費用に計上され、また、**内部留保資金**として積み立てられています。

この仕組みが毎年度繰り返されています。



※純損失（赤字）が生じた場合＜令和2年度水道事業会計の補てん方法＞



令和元年度の純利益を繰越し、令和2年度の純損失を補てんしました。補てんした残額は建設改良積立金へ処分します。

今後も適切に会計処理を行いながら、安定的な事業経営を行っていきます！

